令和 6 年 10 月 24 日 HSGエチケット委員会



第87回 HSG 研修会実施記録

No.	項目	内容
1	日時	令和 6 年 10 月 24 日(木) 曇り 8 時 20 分~15 時 10 分
2	場所	大みかゴルフクラブ
3	参加者	A 組8名、B 組 13 名の計 20 名が参加した。(B 組2名はミーティングのみ参加) 初参加者 1 名の方に挨拶を頂いた。
4	研修会 実施項目	 (1) 自由に情報交換し、マナー・ルールの知識涵養と技術レベルの向上を図る。 (2) スタート前ミーティングにてプレー方法、重点エチケット・マナーを確認。 (3) 1番スタート3組(A)、4番スタート3組(B)に分かれ8:40にスタートした。。 (4) 6ホール × 2 ラウンド、昼食、6ホール × 1 ラウンドのプレーを実施。 (5) プレー終了後2Fレストランで(14:10~15:10)ミーティングを実施 ①JGA規則15「ルースインペプディメントと動かせる障害物からの救済」の内容説明。 ②プレー中の気付き事項他意見交換
5	研修内容	(1)今回は大みかゴルフクラブでありノータッチ・完全ホールアウトでプレーした。 (2) JGA 規則15は判り難い記述もあるが、資料に基づきエチケット委員が説明、解説し、これに対する質疑応答を実施した。 ① 15.1「ルースインへディメント」では無罰でこれを取り除くことは出来るが、取り除くことにより球が動いた場合は1打罰となることを確認。動く可能性のある場合はそのままプレーすることが肝要。 ② 15.2「動かせる障害物」ではプレーヤーが動かせる障害物を取り除いている間に球が動いても無罰。球を元の場所にリプレースしてプレー継続を確認。また、球が障害物の中や上にある場合は拾い上げ、障害物を取り除き、球があった場所を基点とした救済エリアにドロップしてプレー継続を確認。 ③ 15.3「プレーの援助となる、または障害となる球やボールマーカー」 15.3a パッティンググリーン上で誰かのプレーの援助となるような球をその場所に残してプレーした場合、同意した各プレーヤーは2罰打を受ける。 15.3b 「プレーの障害となるコース上にある球」 プレーヤーが別のプレーヤーから要請されていないのに自分で球を拾い上げた場合は1罰打を受ける。 (但し、パッティンググリーン上の球を拾い上げる場合を除く。) 15.3c 「プレーの援助となる、または障害となるボールマーカー」については、コース上(パッティンググリーン含む)で適用されることを確認した。
6	次回研修会 予定	令和 6 年 12 月 12 日(木)開催案内は担当エチケット委員から連絡します。 参加申込みは担当委員への返信メールでお願いします。